

産業医・健康診断業務委託契約書（案）

委託者 一般財団法人 新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院 病院長 鈴木 榮一（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、産業医及び職員の健康診断業務の委託について、次の条項により契約を締結する。

（委託内容）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）業務の名称

産業医・健康診断業務

（2）業務の内容

別紙1「産業医・健康診断業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（委託料）

第2条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、別紙2の単価にそれぞれの実績数を乗じて算出した金額に100分の10を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税の額、1円未満切り捨て）を加算した金額の合計額とする。

2 消費税率等の改正があった場合には、改正日以降に変更契約に応じるものとする。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（実施方法）

第4条 乙は、この契約及び仕様書に基づき、業務を誠実に実施しなければならない。

2 乙は、業務を実施するときは、あらかじめ甲と日時、会場その他の詳細について協議するとともに、必要な指示を受けるものとする。

（実地調査等）

第5条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時調査し、乙に対して所要の報告もしくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（結果報告）

第6条 乙は、業務を完了したときは、仕様書に基づき、遅滞なく業務の結果を甲に報告しなければならない。

（検査）

第7条 甲は、前条の結果報告があったときは、業務の結果について検査を行うものとする。

（委託料の請求）

第8条 乙は、前条の検査に合格した時は、速やかに第2条の規定による委託料の請求書を甲に提出するものとする。

（委託料の支払）

第9条 甲は、前条の請求が適正であると認めたときは、請求書を受領した月の翌月の末日までに委託料を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第10条 免除する。

（損害の負担）

第11条 業務の実施に関し生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害発生が甲の責めに帰すべき

理由による場合は、この限りでない。

(権利の譲渡等の制限)

第 12 条 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の制限)

第 13 条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 14 条 乙が当該業務を実施するに当たっては、健康診断の記録の漏えいを防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別記個人情報取扱特記事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」（平成 18 年 4 月 21 日医政発第 0421005 号、薬食発第 0421009 号、老発第 0421001 号）等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(法令の遵守)

第 15 条 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守し、廃棄物の適正な処理等に努めることとし、甲から廃棄物の処理状況等に関する報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

(予算の制約による契約の変更又は解除)

第 16 条 本契約は、毎年 3 月下旬に開催される一般財団法人新潟県地域医療推進機構臨時評議員会において、収支予算が承認されることが条件となる停止条件付き契約であるため、甲は本契約にかかる予算が減額若しくは削除されたときは、契約を変更又は解除することができる。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が発生したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、その責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が、故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (3) 乙が、この契約を履行することができないと認められるとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求することができないものとする。

(疑義等の決定)

第 18 条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

本契約を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲および乙が合意の後に電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

新潟県南魚沼市浦佐4 1 3 2 番地

甲 一般財団法人新潟県地域医療推進機構

魚沼基幹病院 病院長 鈴木 榮一

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記載された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。